

公益財団法人真岡市農業公社個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人真岡市農業公社（以下「公社」という。）が真岡市と密接な連携を図りつつ事業を推進していることから、真岡市個人情報保護条例（平成11年真岡市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条の趣旨に基づき、公社の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 公社の役員及び職員（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、ファイル、磁気テープ等に記録され、公社が管理しているもののうち個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人その他の団体（公社及び国、市、その他地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる該当法人等の役員に関する情報

イ 個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報

(2) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管（保存を含む。）、利用及び提供をいう。

(3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、公社に個人情報の収集等をされている者をいう。

(4) 電子計算組織 電子計算機を使用し、与えられた手順に従って一連の処理を行う組織をいう。

(公社の責務)

第3条 公社は、個人情報の収集を行うに当たっては、個人の利益を尊重するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 職員等は、業務上知り得た個人情報を漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集範囲の制限)

第4条 公社は、個人情報の収集等に当たっては、その所管する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 公社は、人種、民族、思想、信条、宗教及び犯罪に係る個人情報並びに社

会的差別の原因となる事項に係る個人情報の収集を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 職務執行上特に必要があると認められたとき。

(収集方法の制限)

第5条 会社は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 会社は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本人以外から収集する事に相当の理由があると認められるとき。

3 法令等の規定により本人又はその代理人が申請その他これに類する行為を行ったときは第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第6条 会社は、個人情報を収集したときの収集目的以外の目的に該当個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要その他の相当の理由があると認められるとき。

2 会社は、前項ただし書きの規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 会社は、第1項ただし書きの規定により、会社以外のものへ個人情報を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機の結合制限)

第7条 公社は電子計算機を利用して個人情報処理する場合には、通信回線による結合をしてはならない。ただし、事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りではない。

(正確性及び安全性の確保)

第8条 公社は、収集目的に必要な範囲で、その保有する個人情報を常に正確かつ最新のものに保つよう努めなければならない。

2 公社は、個人情報の漏えい、き損、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 公社は、保有する必要がなくなった個人情報(歴史的資料として保有するものを除く。)を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(開示の申出)

第9条 市民等は、公社が保有する自己に関する個人情報の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を申出することができる。

2 公社は、その保有する個人情報について、開示の申出があったときは、申出者が申出に係る個人情報の本人であることを確認したうえで、これに応ずるものとする。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の申出をすることができる。

(開示しないことができる個人情報)

第10条 公社は、次の各号のいずれかに該当する個人情報(以下「不開示情報」という。)については、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めにより開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(3) 法人等に関する情報又は個人が営む事業に関する情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの

(4) 開示の申出の対象となった個人情報が公社内部若しくは公社と国等(国、市、その他地方公共団体又はこれらに準ずる団体をいう。以下同じ)との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程におけるものであって、開示することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 開示の申出の対象となった個人情報が公社と国等との間における協議、依頼等に基づき作成し、又は取得したものであって、開示することによ

り国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(6) 開示の申出の対象となった個人情報に公社又は国等が行う監査、検査、入札、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準その他の事務事業に関するものであって、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのある個人情報

(部分開示等)

第11条 公社は、開示の申出に係る個人情報に不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、不開示情報に該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

2 公社は不開示情報に該当する個人情報であっても、期間の経過により当該個人情報が不開示情報に該当しなくなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。

(訂正、削除及び中止の申出)

第12条 市民等は、公社が保有している自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、公社に対して当該個人情報の訂正を申出することができる。

2 市民等は公社が第4条の規定による制限を超え、又は第5条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、公社に対して当該個人情報の削除を申出することができる。

3 市民等は、公社が6条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に関する個人情報を利用若しくは提供し、又はしようとしていると認めるときは、公社に対して当該個人情報の利用又は提供の中止を申出する事ができる。

4 第9条第3項の規定は、前3項の申出について準備する。

(開示、訂正等の申出手続き)

第13条 自己に関する個人情報の開示、訂正、削除又は利用若しくは提供の中止(以下「開示、訂正等」という。)を申出しようとする者(以下「申出者」という。)は、申出書(様式第1号)に次に掲げる事項を記入して、提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 開示、訂正等の請求に係る個人情報の名称又は内容

(3) 前2項に掲げるもののほか、公社の定める事項

2 申出者は自己が当該開示、訂正等の申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類を提出又は掲示しなければ

ならない。

- 3 郵便による個人情報の開示、訂正等の申出はこれを認めない。ただしやむを得ない理由があると認められ、本人又は法定代理人の確認ができる場合はこの限りでない。

(開示、訂正等の申出に対する回答等)

第14条 会社は、前条第1項の規定による申出を受けたときは、当該申出を受けた日から起算して15日以内に、当該申出に対する可否についての回答をしなければならない。

- 2 会社は、開示、訂正等の申出に係る個人情報の開示、訂正等をするときは、書面(様式第2号)により通知しなければならない。
- 3 会社は開示、訂正等の申出に係る個人情報の一部又は全部の開示、訂正等をしていないときは、その理由を併せて書面(様式第3号、第4号)により通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示でき、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。
- 4 会社は、やむを得ない理由により、第1項の規定による期間内に同項の回答をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、会社は申出者に対し、速やかに当該延長の理由及び回答できる時期を書面(様式第5号)により通知しなければならない。

(第三者への意見聴取)

第15条 会社は開示、訂正等の申出に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示、訂正等の実施及び方法)

第16条 会社は、第14条第1項の規定により個人情報を開示する旨の回答をしたときは、申出者に対し、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。

- 2 会社は、開示の申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該個人情報の写し(磁気テープ等にあつては、出力又は採取したもの)により個人情報の開示をすることができる。
 - (1) 個人情報を直接開示することにより、当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 第11条第1項の規定により、不開示情報を除いて開示するとき。
 - (3) その他相当の理由があるとき。
- 3 個人情報の開示は、会社が指定した日時及び場所において行うものとする。
- 4 前項の場合において、個人情報の閲覧を受ける者は、当該個人情報を丁寧

に取り扱うものとし、改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 5 公社は前項の規定に違反し、又は違反のおそれのある者に対し、個人情報の閲覧を中止し、又は禁止することができる。
- 6 個人情報の写しを交付するときの交付部数は、請求のあった個人情報1件につき1部とする。
- 7 個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類を提出、又は掲示しなければならない。
- 8 公社は第14条第1項の規定による申出に係る個人情報の訂正、削除又は利用若しくは提供の中止をすることと回答したときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は利用若しくは提供の中止をしなければならない。

(費用の負担)

第17条 個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 個人情報の写しの作成及び送付に関する費用は、申出者の負担とする。
- 3 前項の費用は、次の各号に掲げるとおりとし、写しの送付を求める者は、別途郵送料(電信通信料を含む。)を負担するものとする。
 - (1) 複写機による写しの交付(日本工業規格A列3番以下のものに限る。) 単色刷り 1枚につき20円
 - (2) その他の方法による写しの交付 当該写しの作成に要する額
- 4 第2項に規定する費用は前納とする。ただし、公社がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(異議の申出)

- 第18条 開示、訂正等の申請に対する回答に異議のあるものは、公社に対して、異議の申出をすることができる。
 - 2 前項に規定する異議の申出は、当該回答を知った翌日から起算して60日以内に書面(様式第6号)の提出により行うものとする。
 - 3 公社は、異議の申出があった場合には、当該申請者に係る個人情報の開示、訂正等についての再度の検討を行い、異議の申出をしたものに対して、その結果を書面(様式第7号)により回答するものとする。
 - 4 公社は、前項に規定する検討を行うに当たって、市長に真岡市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くよう求め、その意見を尊重する。ただし、異議の申出を認めるとき又は異議の申出が前項に規定する期間を超えたものであること等明らかに不適切なものである事を理由に却下するときは、この限りではない。
 - 5 前項において公社は、審査会からの申出の対象になった回答に係る情報の提示を求められた場合、これに応ずるものとする。

6 第4項において異議申出者、公社の職員その他の関係者は、審査会から意見又は説明を求められ、又は必要な書類の提出を求められた場合、これに応ずるものとする。

(本人確認に必要な書類)

第19条 第13条第2項及び第16条第7項に規定する公社が定める書類は、次の各号のいずれかの書類とする。ただし、法定代理人による申出にあっては、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類を併せて提出又は提示するものとする。

(1) 運転免許証その他官公署が発生した書類であって、ちょう付された写真により本人確認ができるもの

(2) 健康保険の被保険証、国民年金手帳その他これらに準ずる書類

(3) 前2号に定めるもののほか、本人であることが確認できる書類

(事務の委託)

第20条 公社は、個人情報処理する事務を外部に委託しようとするときは、当該事務の委託を受けたものに対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項の事務の委託を受けたものは、その事務の処理に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その事務の委託が終了した後も同様とする。

(検索資料の作成)

第21条 公社は、個人情報の検索に必要な資料録を作成し、閲覧に供するものとする。

(他の制度等との調整)

第22条 第9条から第18条までの規定は、他の法令その他の定めにより個人情報の開示、訂正等ができる場合については適用しない。

2 この規定は、前項に規定しているもののほか、一般の利用に供することを目的としている情報については適用しない。

(実施状況の公表)

第23条 公社は毎年、個人情報保護制度の運用状況を公表しなければならない。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法

人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。